

監査公表第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、教育委員会に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年 1 月 1 1 日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	中 村	淳
同	山 崎	法 子

平成28年度教育委員会に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成28年9月27日(火)、9月29日(木)、9月30日(金)

2 監査の対象

教育政策課(ハートフル・スクール、各幼稚園)、教育施設管理室、学校給食センター、生涯学習課(生涯学習センター、北、松原、栗野公民館を除く各公民館、プラザ萬象)、図書館、少年愛護センター、少年自然の家、文化振興課、博物館・みなとつるが山車会館、市民文化センター、スポーツ振興課(総合運動公園、武道館、きらめきスタジアム)、国体推進課(以下「各課等」という。)に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引き続き必要な措置を講じられたい。

(1) 各種補助金について

補助基準等を十分精査したうえで適正な補助金の支出を行い、事業終了後には実績報告書とともに、交付団体の機関決定を経た監査報告書を出納閉鎖日までに提出させ、適正な執行管理をしていただきたい。

また、交付団体の活動状況を把握し、特に源泉徴収義務者の取扱い等事業運営について、適切な指導をしていただきたい。

(2) 超過勤務について

超過勤務の特に多い職員の状況把握と健康管理に十分注意を払うとともに、過重労働とならないよう業務の配分に留意されたい。

また、超過勤務手当の事務処理については、超過勤務処理簿及び実績報告書

の誤った記載があり整合性が取れていないものがあつたため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。

(3) 奨学育英貸付資金徴収金について

未納者については、分納誓約によって徴収する等回収に努められているが、年々未納額が増加している。

奨学生に対して貸付時に制度趣旨及び返還の重要性を周知徹底し、返還意識の向上を図る等未納額縮小に対応できる条件や審査等の整備を図っていただきたい。

(4) 学校給食センター徴収金について

給食費の未納対策として、家庭訪問等を実施して努力されているが、引き続き、各学校と連携して新たな未納の発生防止と早期の回収に努められ、保護者負担の公平性を確保されたい。

(5) 施設の利用拡大について

利用率が低い施設にあつては特に、施設についての広報に工夫を凝らし、広く周知をし、利用推進を図っていただきたい。